

小山町文化芸術振興条例（案）について

1 政策の主旨

- ・小山町における文化芸術の振興についての基本理念を定め、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を明らかにすることにより、町と町民等が相互に連携協力を図り、地域での文化芸術を振興するとともに、伝統文化を継承し、心豊かな町民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するためのものです。

2 公表するもの

以下の主な条例案を公表し、パブリックコメントを求めるものです。

(基本理念)

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- (2) 町民等がその年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、等しく文化芸術活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。
- (3) 次代を担う子どもや若者に対し文化芸術活動への親しみを抱かせ、地域に根ざした伝統ある文化芸術の継承や、新たな文化芸術の創造に携わる人材の育成を図らなければならない。
- (4) 町内外の地域間において文化を活かした交流が図られなければならない。

(町の責務)

- ・文化芸術振興施策を策定し、及び実施する。

(町民等の役割)

- ・自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興を図り、文化の薫り高いまちをつくるよう努める。

(地域の役割)

- ・文化芸術活動や地域文化の維持・継承を通じて、地域づくり・人づくりに努める。

(文化芸術団体の役割)

- ・自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- ・地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努める。

(基本計画)

- ・文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小山町文化芸術振興基本計画を定めるものとする。
- ・基本計画を定めるに当たっては、町民等の意見を反映させるために必要な措置を講じる。

(町民等の文化芸術活動を行う機会の提供)

- ・町民等が等しく多様な文化芸術に親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞し、体験し、及び文化芸術活動の成果を発表する機会を提供する施策を講ずる。
- ・町民等が多様な文化芸術活動が行えるよう考慮するものとする。

(子どもや若者に対する文化芸術教育の充実等)

- ・次代を担う子どもや若者が感性を磨き、及び豊かな人間性を育む事により、のびゆく力を育て、文化芸術の担い手となるよう、優れた文化芸術に触れ、多様な文化芸術活動を行う機会の提供、学校及びこども園内外における文化芸術活動の充実、その他必要な施策を講ずる。

(伝統文化の継承等)

- ・地域への愛着や誇りを育むため、伝統文化の調査、継承、及び文化財等の保全と活用を促すために必要な施策を講ずる。

(地域交流の推進)

- ・文化芸術活動を通じて、文化の多様性を理解し、認め合い、国内外における交流を促進させるために必要な施策を講ずる。

(生涯学習推進委員会)

- ・文化芸術の振興を図るために必要な事項は、生涯学習推進委員会において審議する。

(顕彰及び助成)

- ・文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの、及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努める。
- ・文化芸術の振興に寄与すると認められる者に対して、助成を行うことができる。